

令和8年3月20日

北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



新しいお部屋で新生活 引越トラブルに注意!



【相談事例1】

インターネット検索で見つけた引越事業者 A に見積もりに来てもらい、10万円で契約した。その後、事業者 B が3万円の見積もりを提示してきた。A にキャンセルをしたいと伝えたところ、「できない」と言われた。

【相談事例2】

引越中に、エアコンがトラックから落下した。エアコンの補償はどうなるのか。



【相談事例3】

引越後、思い出の人形がなくなっていた。事業者が紛失したと思うが、補償はあるか。

3～5月は引越サービスに関する相談が多く寄せられます。

上記の相談事例以外にも「引越事業者によって壁や家具に傷をつけられた」など、その補償に関するものや追加料金などが多く寄せられています。

【アドバイス】

- 引越事業者から渡される約款や見積書等の関係書類をしっかりと読み、疑問点や不明な点は必ず事前に確認するようにしましょう。
- 傷や故障のトラブルに備えて引越前後の状況を記録しておきましょう。

見積もり時に引越事業者から提示される「標準引越運送約款」には、引越の3日前までにキャンセルを申し出れば、キャンセル料は発生しないと定められています。



詳しくはこちら



一人で悩まず相談しましょう。

消費者ホットライン(局番なし) **☎188**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 **☎861-0999**

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐しません。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。